

議案第69号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年6月10日

つくば市長 市原健一

## つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，少年」を削る。

第2条第2号中「満9歳」を「満15歳」に改め，同条中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，同条第6号ウ中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め，同号を同条第5号とする。

第3条中「，少年」を削る。

別表第1中第5項を第6項とし，第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）に在学している者

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については，なお従前の例による。